

豊田都市計画地区計画の変更（豊田市決定）

都市計画猿投野入地区計画を次のように変更する。

名 称		猿投野入地区計画				
位 置		豊田市 猿投町野入 地内				
面 積		約 2.4ha				
地区計画の目標		当地区は本市中心市街地から北へ約9km、東海環状自動車道豊田藤岡インターチェンジから西へ約500mの山林地域に位置し、猿投グリーンロード猿投インターチェンジ及び中山インターチェンジからのアクセスにおいても優位にあり、生産・物流拠点として、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	インターチェンジに近接する山林地域であることから、周辺の自然環境や住宅地の環境の保全を図りながら、産業廃棄物処理施設の立地規制により、適正かつ合理的な土地利用を行う。				
	地区施設の整備の方針	周辺の山林環境に配慮した良好な生産環境を形成するとともに縁辺部の必要以上の開発を抑制するため、周囲には緩衝緑地帯を配置し、周辺的生活環境を維持保全するため調整池等の公共空地を整備する。				
	建築物等の整備の方針	周囲の山林地域と調和を図り、良好な工業地の維持・向上を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を行う。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	周辺の交通環境を踏まえ、安全で円滑な交通を確保するため適切な土地利用を行う。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		名称	面積	容量	配置
		公共空地	調整池1号	約370㎡	約840㎡	計画図表示のとおり
			調整池2号	約200㎡	約390㎡	計画図表示のとおり
			調整池3号	約240㎡	約380㎡	計画図表示のとおり
			名称	面積		配置
		公共空地	その他公共空地	約8,590㎡		計画図表示のとおり
		緑地	緑地1号	約2,080㎡		計画図表示のとおり
			緑地2号	約1,600㎡		計画図表示のとおり
			緑地3号	約850㎡		計画図表示のとおり
			緑地4号	約110㎡		計画図表示のとおり

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類E製造業に係るものに限る。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ぬ）項第三号（八の三）、（十三）及び（十三の二）並びに（る）項第一号（一）から（二十二）まで、（二十七）、（二十九）、（三十）、（三十一）で定めるものを除く。） 2 倉庫及び荷さばき場（豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成18年条例第5号）第2条第7号アに規定する小規模処理施設を除く。） 3 前2号の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	15/10
	建築物の建ぺい率の最高限度	6/10
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（「以下後退距離」という。）は2m、道路境界線までの後退距離は4m以上でなければならない。ただし、管理（守衛）室及び自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が15㎡以内であるものを除く。
	建築物等の高さの最高限度	25m
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。 2 敷地内に設置する屋外広告物は、形状、色彩、意匠その他表示の方法について豊田市屋外広告物条例を遵守し、美観風致を害さないものとする。ただし、設置できる広告物は自己の用に供するものに限る。	
土地の利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りではない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 6 その他市長が認める行為	
備考	地区施設のその他の公共空地においては、建築物等は建築してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りでない。 1 施設の保守上必要な行為 2 その他市長が認める行為	

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、地区計画を変更するものとする。